

令和5年5月臨時会

総務委員会資料
(企画財政部)

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
に係る固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略) (課税免除の要件等)</p> <p>第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和7年3月31日までに、承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を法第4条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋もしくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）（以下「適用対象施設」という。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。</p> <p>2 (略) 以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (課税免除の要件等)</p> <p>第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和5年3月31日までに、承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を法第4条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋もしくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）（以下「適用対象施設」という。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。</p> <p>2 (略) 以下 (略)</p>